

経第 287 号の 4
令和 7 年 9 月 19 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会 会長 様

千葉県知事 熊谷 俊人

パートナーシップ構築宣言の周知について（依頼）

本県の商工労働行政の推進につきましては、日ごろ御理解、御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、本県経済は、緩やかな回復が続いているものの、多くの企業が物価高騰や人手不足などの課題に直面しており、厳しい経営環境の中にある企業が安定的に経営を続けるためには、適切な価格転嫁などにより、収益性の向上を図ることが重要です。

しかし、民間調査会社の調査結果によると、県内企業の価格転嫁率は約 4 割となっており、十分な価格転嫁がされていないものと認識しております。

そこで県では、適切な価格転嫁の推進に向けた機運醸成のため、サプライチェーン全体の付加価値向上や大企業と中小企業の共存共栄を目指して発注者側の立場から宣言する「パートナーシップ構築宣言」について、周知を行っているところです。

併せて、県では、宣言の登録方法を説明するマニュアルを作成するとともに、宣言の登録にあたって必要な宣言文の作成支援を行っております。

ついては、「パートナーシップ構築宣言」の趣旨を御理解いただくとともに、貴団体の会員企業に対し、より一層の働きかけをいただきますよう、お願いいたします。

【参考】

○ 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト（中小企業庁ほか）

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

○ 「パートナーシップ構築宣言」登録マニュアル（県）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keisei/keizaitaisaku/documents/partnershipmanual.pdf>

○ 「パートナーシップ構築宣言」作成支援サービス（県）

<https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/userLoginDispNon?tempSeq=44981&accessFrom=>

千葉県商工労働部経済政策課 政策室 小高
電話：043-223-2703
FAX：043-222-0447
E-mail：keisei-seisaku@mz.pref.chiba.lg.jp

取引先と共存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ

「パートナーシップ構築宣言」を 作成・公表しませんか

①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」 防止を代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
- その他独自の取組

※下請中小企業振興法に基づく基準

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.html>)

②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

- （公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト

(<https://www.biz-partnership.jp>) に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあります。

③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。



＜ロゴマークに込められた思い＞
大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

④一部の補助金について加点措置を講じます。

- 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。

「宣言」の内容について

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局

- 内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付
参事官（産業・雇用担当）付 03-6257-1541
- 中小企業庁企画課 03-3501-1765

「宣言」の提出・掲載について

- （公財）全国中小企業振興機関協会
03-6228-3802
提出先URL：<https://www.biz-partnership.jp>



当協会と都道府県協会の連携により
中小企業を支援します。
公益財団法人
全国中小企業振興機関協会



千葉県から県内事業者の皆さまへのお知らせ

価格転嫁・価格交渉

に関する支援策のご案内

千葉県マスコットキャラクター チーバくん



○無料相談窓口

・下請かけこみ寺（公益財団法人千葉県産業振興センター）

取引上の問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。
（相談無料・秘密厳守・匿名相談可能）

【TEL】0120-418-618 【相談対応】平日9:00～17:00

【インターネット】 <https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>

・よろず支援拠点（公益財団法人千葉県産業振興センター）

経営に関する相談対応や補助金に関する情報提供等を行います。

【TEL】043-299-2921 【相談対応】平日9:00～17:00

【インターネット】 <https://chibayorozu.go.jp/>

○価格交渉に役立つツール

価格交渉支援ツール（埼玉県）

価格交渉を行う際に、原材料費等の高騰状況の根拠資料を簡単に作成できる、価格交渉支援ツールを提供しています。企業間で取引される様々な原材料やサービスの価格について、自由に選択し、価格の推移と増減をグラフ化することができるツールです。

価格交渉支援ツールのダウンロードはこちら（埼玉県）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/library-info/kakakukoushoutool.html>



○パートナーシップ構築宣言（中小企業庁）



サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者との連携・共存共栄を進めるために「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するものです。「宣言」については、全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト上に公表され、宣言企業は「ロゴマーク」を使用することができるほか、一部の補助金について、優遇措置があります。

パートナーシップ構築宣言ポータルサイト（中小企業庁ほか）

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

登録方法の
マニュアル

宣言文の
代理作成



※パートナーシップ構築宣言の登録にあたり、県HPに登録方法のマニュアルを掲載するとともに、県では、宣言文の代理作成を行っています。詳しくは右記のQRコードからアクセスしてください。

○その他支援

・ 適正取引講習会（中小企業庁）

適正な取引環境実現のために制定されている下請法の理解と、価格転嫁を実現するための交渉方法を学べる講習会が開催されています。

適正取引支援サイト

<https://tekitorisupport.go.jp/>

・ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（公正取引委員会）

公正取引委員会の特設サイトでは、労務費転嫁指針について学べる動画も掲載されています。

公正取引委員会特設ページ

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」の開催

ちばの魅力ある職場づくり公労使会議では、県や国、労使団体、金融機関等の21機関・団体が参画し、魅力ある職場環境整備に取り組んでいます。

令和7年1月17日、令和6年度第2回ちばの魅力ある職場づくり公労使会議が開催されました。

令和6年1月に採択した『「適切な価格転嫁と生産性向上による持続的な賃上げの実現」ちば共同宣言』に基づく今後の取組目標・方針を確認し、持続的な賃上げに向けて公労使が一丸となって取り組んでいくこととなりました。



ちばの魅力ある職場づくり公労使会議

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/kouroushikaigi/index.html>

千葉県HPをぜひご確認ください

<https://www.pref.chiba.lg.jp/index.html>



千葉県 価格転嫁

【お問い合わせ先】 千葉県商工労働部経済政策課

電話番号 043-223-2703

メールアドレス keisei-seisaku@mz.pref.chiba.lg.jp